

第 23 号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例の件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例（平成18年 9 月 条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
(名称及び位置) 第 2 条 サービス事業所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	(名称及び位置) 第 2 条 サービス事業所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立自立センターあづま</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立自立センターあづま	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立自立センターあづま</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立自立センターあづま	[略]
名称	位置												
[略]	[略]												
神戸市立自立センターあづま	[略]												
名称	位置												
[略]	[略]												
神戸市立自立センターあづま	[略]												

		神戸市立東垂水サービス事業所	神戸市垂水区城が山2丁目2番3号
[略]	[略]	[略]	[略]
2 [略]		2 [略]	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立東垂水サービス事業所の廃止に伴い、条例を改正する必要があるため。